

論文

神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察

木村 隆夫

日本福祉大学 福祉経営学部

The Kobe child murders, Consideration about the rebirth of assailant A

Takao KIMURA

Faculty Healthcare Management, Nihon Fukushi University

Key Words : 少年凶悪事件, 人格障害, 少年院教育, 更生プログラム

はじめに

世間の耳目を衝動させた「神戸児童連続殺傷事件」が起こされてから、15年9月が経過した(2012年11月現在)。この間事件と加害者Aについて様々な論評や報道がされ、数多くの文献も発刊されている。事件については今なお多くの疑問が残されているが、当初は次の2点に集約されていた。第一点は「あのような凶悪事件が、なぜ引き起こされたのか、少年Aの持つ問題は何か?」であり、第二点は、「少年Aは、果たして更生できるであろうか?」ということであった。その後、Aが少年院を仮退院し社会に戻ってからすでに8年8月を経過したが、この間再犯を行ったという情報がないことから、「Aは更生したのだろうか、再犯の恐れがなくなったといえるのだろうか?」という新たな疑問が提起されている。

論点の第一点は、誰もが疑問とし今なお回答が得られていない事項である。第二点は、「更生した」と断定はできないものの、一定の安定した状態が少年院仮退院後続いていると推察されることから、Aのような理解し難い猟奇的な凶悪事件を起こした少年でも、「更生できる可能性はある」という認識がしだいに広がっているよ

うに思われる。ただ、どのような更生プログラムのもとで教育され支援されてきたのかが開示されていないため、科学的な検証のできないまま今日に至っている。

第三点はかなり難しい問題である。「更生した」と断定するには、「再犯がなく、またそのおそれもない」ということが最低条件であるが、その上、平均的な社会人として健全な社会生活を営んでいることが求められる。Aのような人命にかかわる犯罪をした場合は、更に、被害者遺族に対して、誠心誠意の謝罪と、可能な限りの弁償措置を継続的に続けていることが確認されて、初めて「更生した」または「更生途上にある」と認めることができる。

なお、本論は、限定的に開示された「審判決定書要旨」を基礎にしながら、新聞や週刊誌の報道記事と各種の文献と資料を参考とし、補完的に関係者のインタビューも実施した。関係者のインタビューといっても、守秘義務を負っている人たちであったため、その立場を尊重して、筆者の拙文を閲覧していただき、明らかに誤っている部分を指摘していただくにとどめた。

また、氏名・地名・学校名・少年院名などの固有名詞については、「神戸」以外はすべて伏した。引用箇所

実名となっている場合も同様にした。

1 加害者少年 A について

(1) 事件の経過

まずは、事件の経過について時系列にもとづいて簡潔に振り返る。

1997年2月10日 女兒2人が、何者かにハンマーで殴打される。

1997年3月16日 当時10歳の女兒が殴られ重体(23日に死亡)、小学3年生の女兒刺される。

1997年5月24日 当時11歳の男児を誘い出して殺害。27日に切断した首を、神戸市内 T 中学正門前に置く。

1997年6月28日 中学3年の少年 A 逮捕(当時14歳)。

1997年10月17日 神戸家裁、審判で医療少年院送致決定(K 医療少年院に収容)。

2001年11月17日 K 医療少年院から T 少年院へ職業教育のため移送。

2002年7月12日 神戸家裁、少年院収容継続を決定(2004年12月31日まで)。

2002年11月 K 医療少年院へ戻る

2004年3月10日 K 医療少年院を仮退院、保護観察開始。

2004年12月31日 少年院仮退院期間終了(保護観察も同時終了)。

2005年5月 殺害された当時10歳の女兒(YAさん)の遺族に、A が弁護士を通じて献花を申し出ていたことが判明(遺族は受け取りを拒絶)。

2010年3月21日 当時10歳の女兒(YAさん)の遺族が、A から謝罪の手紙が4年間連続で送られていることを公表。

2012年4月6日 神戸新聞に、殺害された女兒の母の手記が掲載される。「加害男性から手紙『罪の意識感じる』YAさんの母 K 子さん(原文実名)」。

2012年5月24日 神戸新聞に、A にナイフで刺され負傷した、当時9歳の被害女性の手記掲載「あなたは更生しましたか」。

2012年5月23日 神戸新聞、被害者男児の父とのインタビュー記事掲載。「『(被害者と同じ分だけ) 苦しみ抜いてほしい』。社会復帰した加害男性(29)への憤りは今も消えない。最愛の家族を亡くした悲しみを抱えたまま15回目の命日を迎える。」

(2) 生育史・家庭環境

1) A の幼少時

A の家庭状況は、これまで多くの文献で論じられてきている。家族構成は、実父、実母、実弟(Aの1歳年下)、実弟(同4歳年下)の5人家族である。そのほか母方祖母が同居していたが、A が小学校4年の時に病死している。

父は、A の子育てにはあまり関わらず、母まかせにしていたようである。母の養育姿勢は厳格でしかも体罰を伴うものであったため、A の幼い心に大きな傷を負わせている。

草薙は、「母は A が、幼稚園で恥をかかないよう、基本的な生活習慣や能力をしっかり身につけさせようとした。普通の子より早く厳しくつけた。両親の教育方針は、『人には迷惑をかけず、後ろ指を指されないこと。人には優しく、小さい子はいじめないこと、自分の意見をはっきり言い、いじめられたらやり返すこと』であった」(草薙 2004, p. 87 要約)と記述している。A の父母は手記『少年 A この子を生んで』を発売しているが、そこに次のような記述がある。「三男が誕生してまもなく、A が突然『足が痛い』と言いだしたことがあった。母が病院に連れて行ったが、どこも悪いところはなかった。母親が家族の状況を話すと、『長男をもっとかまってくてください、おそらく精神面からくる症状でしょう』。医師の助言を守って母親が A に気を配った結果、症状は2~3週間で消えた」(父母の手記 2001, p. 152 要約)。

小学校に入学したばかりの A について、引き続き草薙の調査から見よう。「母は小学校あての文章に『私が小さいときに叱りすぎたせいか、思っていることをはっきり言えないので、積極性を身につけさせたい』と書いている。同居している祖母は母親のしつけ方に反対し、2人は A の前でよく言い争った。A は泣くか、味方をしてくれる祖母の部屋に逃げ込むことで、母親の叱責を回避するようになる。小3の時には、学校側はこう振り返っている。『根は大変優しいが、超照れ屋。叱られることに敏感で、心を出せない子。本当の情緒が育っていない』母親は『スパルタで育てました』と言っていた」(草薙 2004, p. 88)。「3人でけんかをしているのを見かねた父が、手を振り上げて止めたことがある。すると、A の目が突然うつろになり、宙を見つめ、震えながら『お母さんの姿が見えなくなった、以前住んでいた家の台所が見える』と言いだした。母親は異様な A を

目の前にして診察を受けさせたところ、『過干渉による軽いノイローゼ』というものだった。『親の干渉が厳しすぎる。早まって口出ししたり、過去のことをくどくど言わず、子どもの性格を理解した上でしつけしなさい』母親は医師から直接の指導を受けた。繊細で敏感なAは、精神的に限界に来ていたのだ(草薙 2004, p. 90)。

2) 小学校低学年時

Aは神経繊細で、人並み以上に傷つきやすい性格のようであった。母親から「過干渉とスパルタ」で養育され、小学校の中学年のころから、心がむしばまれてきたのではないかと考える。Aは小学校3年生の時に、「まかい(魔界)の大ま(魔)王」と「お母さんなしで生きてきた犬」という2つの作文を書いている。

まかい(魔界)の大ま(魔)王

お母さんは、やさしいときはあまりないけど、しゅくだいをわすれたり、ゆうことをきかなかったりすると、あたまから2本のつのが生えてきて、ふとんたたきをもって、目をひからせて、空がくらくらになって、かみなりがびびーとおちる。そしてひっさつわざの「百たたき」がでます。お母さんはえんま大王でも手が出せない、まかいの大ま王です。(小3年の3月)(父母の手記 2001, p. 162)

お母さんなしで生きてきた犬

ぼくのうちのサスケは、うまれてすぐぼくのうちにきてそだてられたから、お母さんのかおもしろません。くもりの日や雨の日には、こやの中で「クーン・クーン」といって、目になみだをためていました。ぼくが庭にでていって、「お母さんがこいしいか」ときいてみたら、「クーン・クーン」といって、またぼくの足にしがみついてきました。ぼくは「ぜったいお母さんに会えるで」ってわかってもないのに、つい口に出してしまった。だってすごくかわいそうだったからだけど、そうゆうことをゆうと、サスケのなみだがおさまって、ぼくの手をなめてくれました。雨がすごくふって、ぼくのかおにあたってもぜんぜんきずきませんでした。サスケとの会わにしんけんになっていたのです。

(以下当時の担任に教育的配慮で削除されたと伝えられる部分)

ぼくもお母さんがいなくなったらな。いやだけどやっぱり

りばくのお母さんみたいなのがサスケのお母さんだったからわからないけれど。やっぱりかわいそうだな。(小3年の6月)(父母の手記 2001, p. 160)

まずこの作文が事実在即して書かれているかどうかを検討しなければならない。「まかい(魔界)の大ま(魔)王」は、明らかに創作である。

それでも筆者は、この2つの作文が母親のスパルタ的養育と体罰が、Aの心をむしばんでいたことを示すものであり、それを学校に分かってもらおうとして書かれたものであると考える。「お母さんなしで生きてきた犬」では、愛犬サスケに自らを投影している。「まかい(魔界)の大ま(魔)王」では、強制的養育と体罰で自分がどのような恐怖にさらされているのかを示したものだとも考える。母の手記でもこのことに触れられている。「『お母さんなしで生きてきた犬』を読んだ。担任によって改ざんされていたことは知らなかった。『まかいの大ま王』も読んだ。苦笑しながら『あんた、これちょっと言い過ぎと違う』と言ったら、Aは『そうかな』と笑っていた。布団たたきで叩いた記憶はない。(父母の手記 2001, p. 162 要約)

同時に母は、祖母とよく養育をめぐって、口げんかをしたと記述している。「私(母)と母(祖母)は、子どものことでよく口げんかした。『あんたは、子どもたちをよく叱って厳しすぎる、子どもが萎縮してしまう』『おかあさんは責任ないんやから、そんなこというんや。お母さんも私たちに厳しかったんやないか。よういうわ、子どものことには口出しせんといて』でも実の親子でしたから、喧嘩をしても一晩で忘れ、後に残ることはありませんでした」(父母の手記 2001, p. 167)。

母方祖母は、当初はAの家の近くで生活し子育てに協力していたが、小学校入学前後に同居し、Aが小学4年生のときに病死した。厳しい母の叱責に合うと、Aや弟たちは祖母の部屋に逃げ込み難を避けていた。母は「確かにAは、私に叱られると母の部屋に逃げ込んだりしていましたが、それはAに限ったことではなく、息子たち3人とも同様でした」(父母の手記 2001, p. 168)と書いている。

Aの小学校時代の親子関係を見ると、秋葉原連続殺傷事件の加害者Kの小学生時代と、余りにも類似していることに驚かされる。

AとKが同い年であることも注目される。AとKが

出生した当時には、「母原病」という考え方が世を風びしており、多くの母親達の子育て不安を高めていた。Kの事件を検討した筆者は「久徳重盛は著書『母原病』のなかで、『アレルギー性ぜんそくをふくめて、ぜんそく児の付き添いでくるお母さんには大まかに2つのタイプがあります。一つは過保護型の母親で、もう一つはガミガミ型の母親です。こうした母親と接していると、子どもは性格ばかりではなく、体質まで決定されてしまうのでしょう。子どもの病気の原因が、子ども自身ではなく、お母さんの子どもとの接し方にあるのですから、まずそれを直さなければならない、われわれ小児科医はこのような種類の病気を“母原病”と呼んでいます。『母原病』の新概念は、子どもの行動や健康上に生じる問題のほとんどを、母親の子育てに還元するという現象を起こし、子育てに対する不安をこれまでになく高まらせることになった。このころから、少子化が問題となるが、その原因の一つに、女性の中にある過度の子育て不安が指摘されている」（木村2010, pp. 120-121 要約）と分析した。

Aの父母の手記では、「母原病」に影響されていたと、直接感じられる記述はなく「勉強なんかできなくてもいい。社会に適應できる、世間に恥ずかしくない人間になってくれれば、それでいいではないか、そう思ってきました。」（父母の手記2001, p. 35）などと、世間の風潮に左右されず、子どもの発達の土台作りに努めてきたと語り、Kの親の子育て観とは大きく異なっている。

一方「『Aは厳しく躰けられ、親の愛に飢えていた』と、ジャーナリストや心理学者、裁判官の方々は、口をそろえて言われましたが、私はむしろ子どもに構い過ぎ、甘かったために、あの子をあんなにしたのではないかと、今正直思っています」（父母の手記2001, p. 36）との記述もあり、裁判官や心理学者の見解を否定して「むしろ厳しさが足りなかった」との見解が示されている。「母原病」の考え方は、一口に言えば「母親の甘やかさが子どもの問題行動を引き起こす」という考え方であり、母の考え方も、当時の「子どもを甘やかしてはならない」という風潮と無縁ではなかったようである。

3) 祖母と愛犬の死

小学校4年の時祖母が死亡する。棺の前で兄弟3人がポロポロ涙を流した。Aはこのとき生まれて初めて「悲しい」という感情を体験したという。逮捕後の検事調書でAは「僕自身、家族のことは別に何とも思っ

ていないものの、おばあちゃんだけは大事な存在でした。僕からおばあちゃんを奪い取ったものは、“死”というものです。僕にとって死とは何かを考えるようになりました」（高山2010, p. 25）と述べている。祖母の死は、Aや弟たちが、母から叱られたときの逃げ場がなくなることでもあった。

さらに、小学5年のとき、少年がかわいがっていた犬が死んだ、「お母さんなしで生きてきた犬」で登場したサスケである。高山文彦は、近所の人の聞き取りから次のエピソードを紹介している。「愛犬サスケが死んだとき、近所の人は彼のうろたえぶりをよく覚えている。『サスケが死にそうなんです。薬あれへんですか』。大切なものをまた失ってしまうという恐怖に突き動かされた姿がそこにある。かつての孤独な自分を重ね合わせたそのサスケも死んでいった」（高山2010, p. 167）。

また、君和田和一是、地域での聞き取り調査の中で、Aの同級生から得た興味ある話を紹介している、「病気になった愛犬に、少年はえさに薬を混ぜて与えていたが、近所のネコが食い荒らし、とうとう犬が死んでしまった。それからネコ殺しに熱中しだした」（君和田1997, p. 17）。この祖母と愛犬の相次ぐ死が、Aの生命観を大きく狂わせることになったようである。

さらに、小学6年時には、追い打ちをかけるように、阪神淡路大震災に遭遇する。Aの家の被害はそれほどではなかったようだが、同級生は「Aは、大震災をきっかけに変わってしまったようだ」と語っていた（君和田1997, p. 13）。母の手記には、スイスの救援隊が来たのに、当時の村山首相がなかなか許可を出さなかったため、救援活動が遅れたことについてAが書いた作文が掲載されている。「今回の地震は、自分のことより、ほかの親戚や身内がだいじょうぶかと、心配することのほうがこわかったです。村山さんが、スイスの人たちが来てもすぐに活動しなかったのが、はらが立ちます。ぼくは家族全員が死んで、避難所に村山さんがおみまいに来たら、たとえ死刑になることが分かっている、何をしたら分からないと思います」（父母の手記2001, p. 175）。

Aのネコ殺しは、小学校6年のころから始められたようであるが、朝日新聞の記者も、近所の主婦から次のような聞き取りをしている。「息も絶え絶えになった猫を少年がじっと見つめているところに、近所の主婦が通りかかって気づき、事情を知らないまま動物病院に走ったが死んでしまった。猫を引き取ってきた主婦が近くの

崖に埋めにいこうとすると、少年は『ぼくも行きたい』と自宅から線香を持ってついてきた。『こうなったのはぼくのせいでしょうか』。猫の死の原因を知らない主婦は、そうつぶやく少年を『優しい子だと思った』と言う。少年はのちにこの出来事を取り上げ友人にこう話している。『あの日から、死んだ猫のことがあたまから離れなくなった。猫を殺すことを楽しいと思うようになった』(朝日新聞社大阪社会部 1998, p. 94)。

4) 中学校時と学校生活

A は小学校を卒業し、事件の舞台ともなった T 中学校へ進学した。T 中学校は、1979 年開校の新設中学で、君和田によると「おとなしい校風から『羊の学校』と呼ばれたこともある。神戸市内でも上位の進学校。服装・髪型・遅刻などの乱れはなく、生徒指導の『模範校』であった」。(君和田 1997, p. 10)

君和田は、A と学校の関係で、学校にも問題があったと指摘する。(ナンバーリングは筆者)「『ネコを殺した』といいふらした友人と喧嘩になり、時計巻のパンチでけがをさせた。その時指導部の教師に『お前のような“やつ”は、卒業するまで、学校に来るな』と言われた。その一言が A には大変な衝撃だった(友人 2 人の話)。数日後 A が登校したところ、校門の前で指導部の教師に追い返された。A は『俺は学校に仕返ししてやる。必ずやる』と言った(友人 2 人の話)。さらに修学旅行に連れて行ってもらえなかった。ある同級生が土産のカステラを持っていったとき、A は涙を浮かべて『学校に復讐してやる』と言っていたと聞いた(友人の話、ただし伝聞)。(君和田 1997, pp. 15-16 要約)。

さらに君和田は、T 中学が生徒指導の模範校とされてはいたが、実際には生徒指導上多くの欠陥(不適切対応)を抱えていたのではないかと指摘する。(ナンバーリング同)「『羊の学校』と思っていたためか、生徒指導部の生徒の状況把握が不十分であった。事件の『萌芽期』に気づいた教師の意見が採り上げられなかった。体罰が横行し、それを管理職が黙認していた。危険なエアガンによるサバイバルゲームが行われているのに、全校的指導がなされていなかった。校内で喫煙が発見されているのに、禁煙指導がされていなかった。問題生徒への指導理念が古く、『腐ったミカン』『学校のガン細胞』という排除の論理で対応していたように思える」(君和田 1997, pp. 18-19 要約)。

母の手記にも、君和田の調査結果を裏付ける事実が記載されている。「A が泣きながら家に帰ってきました。『先生はぼくをおかしいと思っているんや』A は長いこと泣きじゃくっていました。それは、A が友だちから打ち明けられた話が原因だったようです。その友だちの打ち明け話というのは、ある先生から『A はちょっとおかしい子だから、一緒に遊ばないように』と注意されたというものです。私は A の言葉を聞き、子どもの心を傷つけた先生に怒りを覚え、すぐに学校に行きました。『なぜ、その先生がそんな注意をしたのか教えて下さい。私が納得できる理由がないのなら、A に謝って欲しい』対応された生活指導の先生は私にこういわれました。『教師が子どもに謝ったら指導はできません、遊ぶなどいった先生には、今後そういうことを言わないように私から言うておきます』(父母の手記 2001, pp. 196-197)。

A が在籍していた T 中学の校長であった岩田信義も手記を書いている。岩田の手記の中から A の学校生活の状況を見てみたい。(ナンバーリング 同)

風変わりな行動が多かった。他の生徒の靴を隠して燃やす、ラケットで何もしていない生徒の頭を叩く、カッターナイフで他の生徒の自転車のタイヤを切るといった行為があったといわれ、少年が在籍していた小学校からは「刃物を一杯突き刺した不気味な粘土細工を制作していた」という申し送りがされていた。

担任の話によると、少年の表情は総じて動きに乏しく、注意しても教員の顔を直視することがなく、心が別のところにあり、意識がずれ、言葉が届かない感じを受けていた。それだけではない。いわゆる「目が据わっている」のである。こうした態度も「やったとすれば A ではないか」との疑いを生んだ。

これら少年の行動は思春期前期の子どもにまみられるパターンであり、非行と奇行のはざまにある行動だ。

中学校では入学早々から繰り返される少年の問題行動に手を焼いていた。それで、保護者に、児童相談所へ相談に行くことを勧めた。少年の保護者も精神科医に診察を受けさせていた。

その結果、彼の行為は学校で指導できる範囲、ということになり、児童相談所には通所しなかった。それで学校は彼に注意を払いながら、重点的に指導を続けた。指導には必ず 2 人の教師がつくというのもそんな中でできた習慣であった。事実、1 年の段階では指導

の効果か、2学期に入って奇行は減った。

彼が他の生徒と違っていたのは、独特の雰囲気を持っていたことだ。「不気味」と表現されることもあった。ベテラン教師も「いままで出会ったことのないタイプ」と言っていた(岩田 2001, pp. 100-102 要約)。

岩田は「体罰は絶対していない」と断言しているが、君和田が指摘している教師の心ない言葉の暴力や学校からの排除の事実、母が学校に抗議をした事実などの重要な事項については一切触れられておらず、岩田が述べる「複数の教師による重点的な指導」についても具体的な内容記載がないなど、未消化な内容となっている。

(3) 性格・心理状況・問題傾向

1) 父母の手記から見た、性格、心理状況、問題傾向

Aの性格や心理状況については、精神鑑定の結果要旨が公表されているが、まずは父母の手記から分析してみる。(ナンバーリングは筆者)

Aは人見知りが激しく、初対面の人とはほとんどしゃべれないような繊細な子だった。

最近の中学生の男の子は、平気で「クソババア」などの乱暴な言葉を使うようだが、Aはあまり使わない子で、弟たちと比べると言葉づかいがていねいで、きちんとあいさつができる子どもであった。

小さいときから気が弱く、高いところに上がったり、無鉄砲な喧嘩をするなどといった、危険なことはまったくしなかった。

内向的で、友だちができるかどうか心配だった。他の家の子どもが入ってきて遊んでくれるよう、団地の玄関はいつも開けていた。

小さいときから絵を描くことが好きだった。落書きを書いても、ちゃんと絵になっていた。手先の器用な子であった。

幼稚園の頃から、変にき帳面なところがあり、夏でも襟のあるカッターシャツを着て、ソックスをはかないと気が済まなかった。

神経質なところがあり、弟が生まれたとき「足が痛い」と訴えた。医師の指導にしたがって、祖母にAの面倒を見てもらったところ、「足が痛い」と訴えることがなくなった。

小学校の高学年のころには、友だちも多くなり、よく外で遊んでいた。その頃は学校が楽しくって仕方がないという印象で、母と話すよりも、友だちと外で遊

んでいたほうが多かった。

粘土細工が好きで上手に作っていた。ところが小学校6年のときに、赤色に塗った粘土の塊に、剃刀の刃をいくつも刺したという不気味な作品を作った。先生の説明では人間の脳を作ったとのこと。Aに聴くと「ぼくの友だちがいじめられ、その子に仕返すために刃をつけた」と言った。

中学になってから立て続けに問題を起こした。しかも、異様なしつこさが気がかりだった。脳に腫瘍でもあるのかと思ひ、小児科の先生にある病院の小児精神科を紹介してもらい診察を受けたが脳に障害はなく、あえて診断をつければ「注意散漫、多動症」だとのことだった(父母の手記 2001, pp. 144-192 要約)。

なお、小児精神科で受診したことについては、Aにはかなりの心の傷となったようであり、草薙は次のように記述している。「中学入学。日常生活で攻撃的行為が頻発、母が精神科に連れて行ったが、発達障害の疑いとの診断であった。しかしAは精神科に行ったことで自己が異常であると、必要以上に意識するようになった」(草薙 2004, p. 98)。

2) 主任付添人(弁護士)の感じたAの性格と問題傾向

Aの審判には、8人の付添人がついたがすべて弁護士であった。そのうち、主任付添人を務めた、野口善國が『それでも少年を罰しますか?』を著している。以下、野口の感じたAの印象についてまとめた。(ナンバーリングは筆者)

中学3年になっているのに、ベッドの回りにぬいぐるみをたくさん置いていた。

面会では感情を一切表さなかった。

弁護団はAとは毎日入れ替わり立ち替わり面接を重ねた。何度も繰り返される質問に、Aはいやがりもせず、姿勢を正してていねいな言葉で答えた。しかし、表情は変わらない、全く笑わない、ほほえむこともなく、何か不気味さを感じさせた。

何も欲しがらなかった。

面接で印象に残った言葉が、「別に何もありません」というものであった。「なにが欲しいものはない」「お父さんお母さんに伝えることはない」などへの答えは、「別にありません」であった。全体的に意欲の少ない子という外見であった。

怖がりやの少年であった。

Aは気が強い方ではなく、非常な怖がりであった。母親に叱られると、すぐ泣くという方法で自分を守っていた。猫を殺したというので、犬を殺したことがあるか尋ねると、「犬はかまれるかもしれないから怖い」と答えた。

父母に会いたがらなかった。父母に会いたがらなかったが、面接で父母のことを話題にしてものってこなかった。だからといって、父母の悪口を言うかと思うと、それは全くいわない、「母は人並みで優しいです」「父は普通です」という。本人の話から、以前から父母とのコミュニケーションはないように思えた(野口1998, pp. 28-35 要約)。

3) 性格、心理状況、問題傾向についての考察

まず、父母と主任付添人の記述から、Aの性格や問題傾向を考えたい。

第一は、Aは凶悪で猟奇的な殺人犯罪を行っているが、A自身は小心で内向的な少年であったと父母も付添人も論じている。筆者は保護観察官時代に、死体損壊などの猟奇的な凶悪事件を起こした複数の人(成人)と面接したことがある。面接室でおどおどしている姿を見て、「凶悪な人格の人だけが凶悪事件を起こすのではない」と思うようになった。その後、殺人や強盗事件を起こした多数の人(ほとんどが成人)と面接を重ねてきたが、暴力団抗争の確信犯や、明らかに反社会性人格障害を抱えているとみられる一部の人を除くと、ほとんどが小心で面接中おどおどしていた。井垣によると、Aは逮捕されてから「自分が殺した2人の魂が、毎日3回くらい身体の中に入り込んできて、腹や胸に食いつく、今に自分の身体が全部食い尽くされる。非常にしんどくて苦しいと訴えていた」(井垣2006, p. 46)。幼少期の神経質で小心さを表す行動や、事件を起こした当時でも、ぬいぐるみに囲まれて寝ていたという事実を見ると、未成熟な少年の起こした凶悪犯罪という図式が見えてくる。

付添人に対して無表情であったことも説明がつく、昼は付添人と面接をしていても、夜になると自分が殺害した、女兒、男児に、身体を食い荒らされるという幻覚に悩まされているのであれば、無気力・無表情になることは当然だといえる。

さらに、井垣によると、Aは死刑となることを強く願っていたという。「審判の席上、口を開けば『疲

れた。早く審判を終わってほしい。どこか静かなところで一人で死にたい』とばかり言っていた」(井垣2006, p. 45)。自ら死刑を願う心境であったから、無欲で気力も感じられなかったのではないかと考えられる。

Aと父母との心が通っていないことについては、決定書の要旨にも記述がある。「少年は、長男として出生し、少年の両親や家族から期待されてその後生まれた弟たちと比較して厳しくしつけられて成長した。そのため、少年は、次第に、両親、とりわけ母親に対して自己の感情を素直に出さなくなっていく」(決定書)。

Aが父母との間に距離を置いていたことは、この指摘でも説明はつくが、筆者は井垣が紹介する、次のエピソードが気になっている。「犯行後、玄関を開けたとき、母の明るい笑い声が聞こえてきた。Aは『母親なのだから、(犯行を)見抜いて、気づいて、止めてほしかった』と深く絶望し激しい憤りを感じた」(井垣2006, p. 41)。

身勝手と言えばこんな身勝手な話はないが、親子関係とは、子どもの親に対する身勝手な要求と、それに無償の愛で応える親との対応の中で築かれていくものである。この親子は、ずっと心の通わないままに、「本音ではなく役割としての家族」(A述)にとどまってきたのであろう。

野口は、Aが「怖がりや」であると述べている。

の「小心さ」の指摘と合わせて考えると、ずっと自信が持てずに、自己肯定感が育たないまま育ってきたのであろう。決定書にも次のような記述がある「少年は、自分は他人と違い、異常であると落ち込み、生まれてこなければ良かった、自分の人生は無価値だと思ったが、この世は、弱肉強食の世界であり、自分が強者なら弱者を殺し、支配することができる、などという自己の殺人衝動を正当化する独善的理屈を作りあげていった」(決定書)。

筆者は、保護観察官時代に何人かの凶悪事件を起こした少年と接してきた。凶悪事件を起こす少年の特徴は共通項が多い。小心であること、動物虐待や放火体験があること、年齢が高くなってからの夜尿症体験があることなどである。Aの生育史からは、動物虐待と放火的行為(スプレー缶に火をつけ、火炎放射器のようにして遊んだ)が確認できる。夜尿症は確認されていないが、中

学3年でぬいぐるみに囲まれている事態は、未熟で不安定な心理状態にあったことを物語るものである。

2 逮捕・審判の中で明らかにされたこと

(1) 連続殺傷事件を引き起こした、前・中・後の行動

1) ネコ殺しから生み出された酒鬼薔薇聖斗

Aはネコを殺して解剖をする中で快感を味わうようになり、ネコ殺しを頻発するようになる一方、ネコ殺しが止められない自分に自己嫌悪感を抱き、もう一人の自分を作り「酒鬼薔薇聖斗」と命名したという。朝日新聞は「逮捕後の取り調べでAは『ネコを殺して楽しんでいる僕に対して、酒鬼薔薇聖斗という名前をつけた。僕自身嫌だと思ふ気持ちを紛らわせるための理屈をつけようと思った。』（朝日新聞社大坂社会部1998, p. 95)と書いている。

2) 非行のエスカレート

中学に入ってからAの行動は次第にエスカレートする。4月には、仲間とともに公園で小学生に石を投げナイフで脅したり、自転車のタイヤをパンクさせたりした。6月には、仲間と一緒にになって、女子生徒の体育館用の運動靴を隠したり燃やしたりした上、鞆を男子トイレに隠した。7月には、ナイフ、のこぎり、ライター、ガソリンを万引きし、2年生の秋には、ビデオ店で万引きして警察に補導されている。

「中学2年の後半になると、小学校時代から一緒に問題行動をしてきた仲間が、部活動や進学で離れていった。Aはこのころから、犯行現場となったタンク山や池の畔(ほとり)で、一人で過ごすことが多くなった。剃刀で手の指を傷つけて、血の色をじっと見ることもあった、自分が生きていることを確認するためである。授業中でも、友人といるときでも、心はここにあらずという状態になるときがあった。『そういうときは、殺人の光景が頭に浮かんでいた。』家裁に送致されたのち、少年は関係者にこう語っている」(朝日新聞社大坂社会部1998, p. 111)。

3) 殺人妄想から小学生への人身攻撃へ

殺人妄想だけで済めばよかったが、酒鬼薔薇聖斗に変身したAは、ついに人命にかかわる事件へと突き進む。以下朝日新聞でその状況を追っていく。(ナンバーリングは筆者)

1997年2月女子小学生2人が、中学生と思われる男子に棒のようなもので殴られた。この時使われた凶器は、金槌をゴムで覆ったショックハンマーであることがA逮捕後判明する。3月に入って10歳の女兒を金槌で殴って死亡させ、9歳の女兒をナイフで刺して重症を負わせた。

2月の通り魔事件の後、Aは友人に犯行のことを少しだけ打ち明けた。友人はその時は信用しなかったようであるが、3月の事件の後で、同級生の間で犯人はAではないかという疑う声が上がっていた。

4月に中学3年に進級したAは、「懲役13年」という作文を書く。その末尾に「ダンテの神曲・地獄編」の1節を引用した。

「懲役13年」

いつの世も同じことの繰り返しである。止めようのないものは止められぬし、殺せようのないものは殺せない。時にはそれが、自分の中に住んでいることもある。「魔物」である。

仮定された「脳内宇宙」の理想郷で、無限に暗くそして深い腐臭漂う心の独房の中...死霊の如く立ちつくし、虚空を見つめる魔物の目にはいったい何が見えているのであろうか。「理解」に苦しまざるを得ないのである。

魔物は、俺の心の中から、外部からの攻撃を訴え、危機感をあおり、あたかも熟練された人形師が、音楽に合わせて人形に踊りをさせているかのように俺を操る。それには、自分だったモノの鬼神のごとき「絶対零度の狂気」を感じさせるのである。

(中略)

しかし、最近、このような敵はどれもとるに足りぬちっぽけな存在であることに気づいた。

そして一つの「答え」が俺の脳裏を駆け巡った。「人生において、最大の敵とは自分自身なのである」

魔物(自分)と闘う者は、その過程で自分自身も魔物になることがないよう気をつけねばならない。深淵をのぞき込むとき、その深淵もこちらを見つめているものである。

人の世の旅路の半ば、ふと気がつくと、俺は真っ直ぐな道を見失い、暗い森に迷い込んでいた。

多くの識者は、「懲役13年」とは、犯罪で13年の

懲役を受けることではなく、Aの生まれてからこれまでの13年の人生が、懲役生活と変わらないことを述べているのだと解釈している。また、彼のいう「悪魔」とは、自分の中に潜む邪悪な者（Aにおいては酒鬼薔薇聖斗のこと）を指していると見ている

5月には、同級生の一人を公園に呼び出し、「T台の通り魔事件は俺がやった、酒を飲んでいて意識はつきりせんけど、80パーセントは俺がやったんや」そしていきなり、「俺がむかついとんのは、お前のことや」と怒鳴りつけ、時計を巻いた拳で、同級生の顔を何度も殴った。この同級生が、通り魔事件の噂を流したと思ったためのようである。

翌日学校で指導を受けた。教師が念のために身体を調べると、ナイフを持っていた。驚いた教師が、「こんな刃物で刺したら、相手が死んでしまうぞ」というとAは、「人の命はそんなに大事ですか、アリヤゴキブリと一緒にやないですか」と述べたという。

4月に担任になったばかりの女性教師は、その心を開かせようと「どんなことが楽しいの」と尋ねた。Aは「楽しいことなんか何もなし」「小学校2、3年からいつもひとりぼっちや」「学校は嫌い、学校の雰囲気嫌だし、建物も見たくない」Aは抑揚のない口調で話すと、突然泣きじゃくった。父親からも注意された。「なぜ人を殴るんや、謝る気はないのか」Aは身体を震わせて激しく泣いた。そしてこう言った。「あいつが苦しんだ時間よりも、僕が苦しんだ時間のほうが長い」(朝日新聞社大阪社会部1998, pp. 25-47 要約)。

4) 1997年5月24日男児を殺害し、犯行声明を次々送りつける(ナンバーリング同)

5月24日に小学6年生の男児を殺害する。この経緯については何度も報道されているので、ここでは動機や心理的動きに絞って見ていく。「Aは自転車で家を出た。『人間を殺したときの満足感を知りたい』『適当な相手がいたら、今度は絞殺してみたい』と、ぼんやり考えて自転車を走らせていたところ、一人で歩いてくる男児と出会った。『自分より小さいから殺せる』と思いタンク山に誘った。男児を絞殺した際『なかなか死んでくれないことに腹を立てていた』と少年は供述している。その一方で、自分が性的に興奮していることにも気づいていた」(朝日新聞社大阪社会部1998,

pp. 49-52 要約)。

「よく25日の日曜日、Aは『頭部切断』の衝動にかられ、犯行現場に向かった。落ち葉の中に隠していたのぎりを使って頭部を切断した。このときも性的興奮を覚えた。頭部を地面において暫く眺めた。『この不思議な映像は僕が作ったんだという満足感があつた』という。次の瞬間男児が少年の声を借りて、『よくも殺しやがったな、苦しかったじゃないか』としゃべるのを聞いた。『君があそこにいたから悪いんだ』と言いつつ返した。少年は溜まっていた血を飲んだ。その理由を捜査関係者に次のように語っている。『僕の血は汚れているので、純粋な子どもの血で清めたかった。幼い子どもの命を奪って気持ちいいと感じている自分自身への嫌悪感があつた』Aは頭部をポリ袋に入れて持ち帰った」(朝日新聞社大阪社会部1998, pp. 56-58 要約)。

「よく26日頭部を隠すことを考えたが、どこに隠しても警察が発見するだろう。それならいっそのこと遺体をさらすことで警察の目を欺こうと考えているうち、T中学校の正門に頭部を置くことを思いついたという。『警察は、自分の通っている中学に首を置くはずがないと、僕を捜査の対象から外すだろうと思った』。一方こうも供述している。『小さいころから、人に罪をなすりつけてはだめだと親に言われていたので、他人に罪をかぶせるわけにはいかないが、学校の責任にすれば僕も責任を逃げられる。『僕自身への嫌悪感があつて、僕が殺したわけではないと思ひ込みたかった』。Aは一旦頭部をポリ袋に入れて自宅に持ち帰り、風呂場で洗い流し、髪を櫛でとがした。このときも、性的に満たされた気持ちになったという。頭部は二階の自室の天井裏に隠した」(朝日新聞社大阪社会部1998, pp. 63-64 要約)。

「27日の早朝自転車で自宅を出て、頭部をT中学校の正門に置いた。男児の遺体の口に挑戦状を挟み帰宅した。その後の捜査報道の犯人像が、自分とかけ離れていくのを見て、捜査の攪乱という目的を完璧なものとするために、手紙を書こうと思ひ立ち、『透明な存在であるボクを作り出した義務教育と義務教育を生み出した社会への復讐を忘れていない』という内容の1300字にのぼる『犯行声明』を自室で書いた。『ある犯人像をイメージし、その犯人像が持っている動機をイメージして、あの手紙を書きました』と捜査関係者

に打ち明けている」。犯行声明は神戸新聞社に投稿した(朝日新聞社大阪社会部 1998, pp. 65-67 要約)。

(2) 逮捕後の言動

1) 父母との面会を激しく拒絶する

逮捕後 A は、父母との面会を拒絶した。生きることを拒否し、死を願う言動が強く見られる。

まず母の手記から見てみる。「『帰れ、ブタやろう』1997年9月18日私たち夫婦が6月28日の逮捕後、初めて神戸少年鑑別所に収容された A に面会に行ったとき、まず息子から浴びせられたのがこの言葉でした。あの子は最初、身じろぎもせずこちらに顔を向けたまま、ジーと黙って椅子に腰掛けていました。しかし、私たちが声をかけたとき、『帰れ』『会わないと言ったのに、何できやがったんや』火がついたように怒鳴りました(父母の手記 2001, pp. 26-27 要約)。

2) 死刑となることを願う

A の担当裁判官には井垣康弘が就任した。井垣はその後長期にわたって A とかかわることになる。まず井垣の著書から A の心の動きを見ていきたい。(ナンバーリングは筆者)

A は、今度はすぐに捕まって死刑になると思っていた。一週間かそこらで広い法廷の真ん中に立たされて、死刑の判決を受け、電気椅子にかけられる。少年は青い椅子に座るか、赤い椅子にするか受刑者が選べると思いこんでいて、自分はどちらが似合うかなど考えていた。

A は、5回に渡る審判の席上、口を開けば「疲れた。早く審判を終わってほしい。どこか静かなところで一人で死にたい」とばかり言っていた。審判席の中央に座っている少年の姿は、「萎びた野菜」のようで、今にも椅子から崩れ落ちそうだった。何でそこまで疲れているのか、尋ねても答えがなかった。

男児を殺して帰宅したとき、母親に対して感じた激しい憤りの感情がなお継続していた。A は逮捕後両親との面会を拒絶していたので、誰かの采配で、「だまし討ち」のような形で面会させたのだ。結果は最悪で、両親は「帰れ、ブタ野郎」と怒鳴られ、これまで見たこともない凄惨な形相でにらまれて追い返されたという。

A が築いてきた弱肉強食の哲学によれば、子ども

たちを殺した自分を、国家は死刑にすべきなのに、全てが「生きよ」と迫り、その哲学が通用しないからだ。つかまったら一週間で死刑になる「予定」だったのに、(なかなか死刑にならない) いらだちが限界に達していた。さらに、自分が殺した2人の魂が、毎日3回くらい身体の中に入り込んできて、腹や胸に食いつく、今に自分の身体が全部食い尽くされる。非常にしんどくて苦しいと訴えていた。

第3回審判には、鑑定人に特にお願いして審判に出席していただいた。審判廷に来られた鑑定人のお二人は、裁判官には背を向けて少年と両親に対して1時間以上にわたって、懇切に説明して下さった。少年 A は、このときだけは、椅子にもしっかりと座り、鑑定人の方を向いて、熱心に話を聴いていた。最後に母親が鑑定人に質問した。「この子は立ち直れるのでしょうか」「わずかなパーセントかもしれないが、その可能性はあります」。

第4回の審判は、少年と両親に質問を行い、また言い分を聞くためのものであった。A は「どこか静かなところで一人で死にたい」とつぶやくだけであった。

第5回の最終審判で医療少年院送致の決定を言い渡した。しかし、少年は無表情のまま「どこか静かなところで一人で死にたい」とつぶやいていた(井垣 2006, pp. 42-50 要約)。

3) 家裁に提出された精神鑑定要旨

次に家庭裁判所に提出された、精神鑑定書の要旨を検討する。要旨は大まかに見て、次の9項目に整理される。(ナンバーリングは筆者)

精神病状態ではなく、意識清明であり、年齢相当の知的能力が存在している。

未分化な性衝動と攻撃性の結合により、持続的かつ強固なサディズムが成立しており、本件非行の重要な要因となった。

非行時・裁判時には、離人症状、解離傾性があるが、犯行時も鑑定時も解離性同一性障害ではなく、解離された人格による犯行ではない。

直観要素者であって、その素質はこの事件の原因の一つである。この顕著な特性は、本件非行の成立に寄与した一因子を構成している。

低い自己価値感情と、乏しい共感能力の合理化・知性化としての、「他我の否定」すなわち虚無的独我論

も本件非行の一因子を構成している。

家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと体罰の悪循環の下で「虐待者としての被虐待者」としての幼時を送り、“争う意思”すなわち攻撃性を備えた、未熟、硬直的に歪んだ社会的自己を発達させ、学童期において狭隘で孤立した世界に閉じこもり、なまなましい空想にふけるようになった。

思春期前後のある時点での、動物の嗜虐的殺害が性的興奮と結合し、殺人幻想の白昼夢にふけり、食人幻想によって自慰をしつつ、現実の殺人を不可避であると思ひこむようになった。

この少年は、一連の非行が予後の厳しさを示唆する種類のものであり、また現在まことに活然しているとはいえ、年齢的に人格がなお発達途上にあることを考慮すれば、罪業感や良心が今後自覚される可能性が全くないとはいえず、その自覚を通して更生に期待するしかない。

この直面化には熟達した精神科的接近を要する。しかし、良心あるいは罪業感は両刃の剣であって、直面化の過程で、分裂病、重症の抑うつ状態、解離性同一性障害（多重人格）等の重篤な精神障害が起因する可能性もある。少年は今後これらの疾患の好発年齢に入る。さらに少年に対して法を無視した制裁の危険も無視できない。以上をすべて考慮すれば、隔離状態で今後の精神的变化に対応できる環境での処遇が望ましいと思料する（井垣 2006, pp. 34-37 要約）。

まず、性的サディズムについて考える。これについて井垣は次のように解釈する。「A の場合、性衝動の発現の時期、その強さは普通の少年と同じであった。彼にとっての最大の不幸は、そのイメージが、動物の殺害ないしは人を殺すシーンであったことだ。その原因は単なる発達の遅延である。少年はみんなそうだと思っている、ある時話してみたが『君がおかしい』とはねつけられた。友人と一緒にアダルトビデオを鑑賞した際、友達がみな興奮するのに、自分は何の興味も感じないことから衝撃を受けた。『自分は異常だ』と、少年は奈落の底に落ちよう暗く沈んでいった。少年は、『自分は重い病気だ。これまでの13年は無価値であったし、今後も無価値であろう』と実感した。将来についての展望を全く感じるができなくなった。人間同士も弱肉強食の世界だ。自分が弱い者を殺す。自分をさらに強い者（国家）が殺す、これをつじつまが合うと考えるようになっ

た。自分の命を一気に燃焼させ尽くすこの意義は何か。ヒトラーの『わが闘争』を何度も読み、その情熱に感動した。これが殺人を合理化させる理論武装となった」（井垣 2006, p. 39 要約）。

通常人は性的な発育が始まる前の段階で、性欲と暴力的衝動は分離される。ところが鑑定書で A は性欲や性的関心と暴力的衝動が分離されていなかったと述べ、「未分化な性衝動と攻撃性の結合」と分析している。井垣は「その原因は単なる発達の遅延である」と見ている。ところが、ネコ殺しにより性的興奮を感じたことが、性的サディズムを誘発し、猟奇的な凶悪犯罪に突き進む入り口となったことは間違いがない。筆者は、ネコ殺しは、「愛犬サスケ」の薬の入ったえさを猫が食い荒らした。そのため愛犬が病死したと思い込んだ。その報復として始めたのではないかと推測する。犯罪や非行は偶発的な出来事で始められることが少なくない。「愛と憎悪」は共存すると言われるが、筆者の推測の通りであれば、愛犬への愛が余りにも悲惨なきっかけを作ったと言わざるを得ない。

次に「離人症傾向・解離症状」について考える。A はネコ殺しをして性的快感を味わっている自分に嫌悪感を持ち、ネコ殺しをする自分に「酒鬼薔薇聖斗」という名前をつけ、その後酒鬼薔薇聖斗の名で犯行声明などを出している。ただ、彼の症状は重度のものではなく、多重人格に深化することなく、逮捕・審判の過程で消滅してしまったようである。

最後に、「直観像素質」について考える。「直観像素質」とは瞬間的に見た映像をいつまでも明瞭に記憶できる能力のことであるが、朝日新聞の取材では次のエピソードが紹介されている。「百人一首を一晩で覚え、テストでクラスの3番になったことがある。『懲役13年』という作文には、ダンテの神曲地獄編の一節が引用されているが、それも書店で立ち読みして頭に刻んだらしい。逮捕後の取り調べでも、男児の死体に添えた『挑戦状』を苦もなく再現したという」（朝日新聞社大阪社会部 1998, pp. 108-109 要約）。

筆者はかつて、直感像素質者と思われる高校生を保護観察で担当したことがある。面接の時に、JRの駅名を北の稚内から南の枕崎まで、正確に暗唱したので驚嘆した。彼は小学生のころにいじめを受けていた「優等生」を殴って、保護観察になったのであるが、「優等生」と出会ったときに、過去のいじめられた体験が次々と立体

映像のように、しかも、台詞付きで浮かんできたのだという。殴られたほうは、過去のことはすっかり忘れていたので、「なんで殴られたのかわからない」と言っていたようである。過去の不快な体験が、立体映像のように次々飛び出してくるのであれば、それに耐えるのは相当つらいことであろう。Aも過去の親の体罰や、学校での不快な体験が「健忘化」されることなく、かなり溜まっていたのであろうか。

3 少年院での教育とその後の経過

(1) 少年院の入院直後

1) 神戸家庭裁判所の決定書が求める処遇のあり方

事件の重大性と、事件内容や原因について知りたいという社会的要求を受け、神戸家庭裁判所は、極めて異例のことではあるが決定書の要旨を発表した。以下決定書のうち処遇意見に関する部分を見てみる。(ナンバーリングは筆者)

少年は、表面上、現在でも自己の非行を正当化して、反省の言葉を述べない。しかし、少年鑑別所の中で恐ろしい夢を見たり、被害者の魂が少年の中に入り込んで来たと言ふなど、心の深層においては良心の芽生えが始まっているようにも思われる。

ただし、今後、表面上反省の言動を示し始めても、それだけで少年が改しゅんしたと即断せず、熟練した精神科医による臨床判定(定期的面接と経過追跡)と並んで、熟練した心理判定員による定期的心理判定を活用すべきである。これらによって、少年に、表面上だけでなく、好ましい方向への根本的变化が現れつつあるかどうかを追跡し、判定の慎重を期すべきである。

少年は、自己の生を無意味であると思っており、また良心が目覚めてくれば、自己の犯した非行の重大さ・残虐性に直面し、いつでも自殺のおそれがある。

また、少年は、精神分裂病、重症の抑うつ等の重篤な精神障害に陥る可能性もある。これらを予防しあるいは、早期に治療するためにも、熟練した精神科医がおおむね週に1度は検診する必要がある。

少年は年齢的に、人格等がなお発達途上にあるから、今後、普通の人間のような罪業感や良心が育っていく可能性がある。また、性的嗜好も通常の方角へ発達改善される可能性がある。

そのためには、少年を、当分の間、落ち着いた、静かな、一人になれる環境に置き、最初は1対1の人間

関係の中で愛情をふんだんに与える必要があり、その後徐々に複数の他者との人間関係を持たせるようにして、人との交流の中で、認知のゆがみや価値観の偏りを是正し、同世代の者との共通感覚を持たせるのがよい。

また、社会的な常識や良識を持たせたり、他人の気持ちを察したり、相手の立場を配慮して、自己表現できる力を付けさせる等、現実的な対人関係調整能力を身に付けさせるためには、具体的な行動訓練により、一つ一つ教えていく必要がある。

少年の両親、特に母親との関係改善も重要である。

なお、本決定と同時に処遇機関(少年院)に対して、個別処遇の一層の充実を図ること、収容期間は少年の十分な更生がなされるまでとすること、長期の収容による弊害が生じないようできる限りの配慮をすること、少年の治療、教育には精神科医、臨床心理家等の専門家によるスタッフで当たること等処遇に関する勧告を行った。

また、該当の保護観察所に対して、保護者及び家族に対して少年の更生に必要な援助を直ちに開始すること、その援助には必要に応じて精神科医等の専門家を充てること、少年院と緊密な連携を図ること等の措置を取るよう環境調整命令を発出した。

2) 個別処遇計画書

医療少年院送致の決定を受けたAは、K医療少年院に送致された。以後途中で職業訓練のために移送されたT少年院での期間を含め、6年5月間の少年院教育を受けることとなる。少年院でどのような教育・指導を受け、どのように成長したのか、公的資料が公表されていないので主として、草薙と井垣の著書から教育の進展と、Aの心の変化を見ていきたい。

少年院では、少年の教育・指導方針を個別処遇計画書にまとめ、それに基づいた教育・指導を実施する。この個別処遇計画書は、少年の非行傾向、教育程度、個々の問題特性、改善すべき事項や今後獲得させるべき課題を盛り込んで作成されるものであるが、家庭裁判所の決定は特に重視される。計画書による教育・指導は技術的には優れたものであり、筆者は少なくとも小中学校でも「個別教育計画書」として導入すべきと考えているが、現時点では特別支援教育で導入されているだけである。

少年院教育は、生活指導、教科教育、職業補導、

特別活動、保健体育の5つの領域に分かれているが、生活指導が教育の中核として位置づけられている。特にAのような少年にとって、生活指導は重要である。少年院における生活指導は、②基本的生活習慣を体得させる、⑤SSTの手法やロールプレイング等により社会適応力を育てる、③個別指導をとおして社会生活で希望が持てるように指導する、④役割活動をとおして責任感や協力することの大切さを体得させる、⑥性教育を重視する、①社会生活で再非行を引き起こすおそれのある危機場面にどう対応するか学ばせるなどをして、総じて健全な考え方や行動様式を体得させる教育であり、「生き方の教育」「暮らし方の教育」ということができる。

Aの個別指導計画書の骨子は、草薙によると次のとおりである。

指導・教育の重点は、性的サディズムの克服と対人接触能力を高めること。

最初は、一人になれる落ち着いた環境を与え、一対一の関係で愛情を与えて包み込むような指導を行う。その後、スタッフの人数を徐々に増やし、他者との人間関係を持たせていく。人間的交流の中で、認知のゆがみや価値観の偏りを改めさせ、同世代の人と同等の感覚や知識を育成する。

具体的な行動訓練や心理療法を通して、社会的な常識と良識を持たせ、他人の気持ちや相手の立場に配慮し、適切に自己表現できる力を育み、対人関係の調整能力を身につけさせる(草薙2004, p. 72要約)。

3) 処遇チームの編成

ゆがみきったAの心を解きほぐし、決定書が求める処遇を行うために、国家的プロジェクトともいえる、精神科医、法務教官、心理専門職などから構成される特別処遇チームが生まれ、指導が進められた。

草薙は次のように記述している。「歪みきった少年に、生きる力を取り戻すためには、赤ん坊から育て直すようなプロセスが必要であった。そのためスタッフが疑似家族の役割を演じることとなり、Aに『お父さんと息子』『お母さんと息子』という親子関係のような雰囲気を作って接することとした。スタッフはこのプロジェクトを『赤ん坊包み込み作戦』と呼んだ。

しかし、これまで『家族から愛された』とは全く感じていなかったAが、人間らしさを取り戻せるのか。1年間は、とにかく様子を見るしかない。スタッフ全員は

長期戦を覚悟した。Aは、両親や裁判官の面会も拒否するなど排他的な態度をとり続けた。そうした状況から判断して、K医療少年院では、Aの気持ちが落ち着くまで、両親には面会を控えてほしいと要請している。両親に代わって疑似家族の女医や女性技官が愛情を注ぐことにより、「育て直し」をする方法を選択したのだ(草薙2004, pp. 73-74要約)。

家庭裁判所裁判官には、処遇が円滑に行われているのかを見守るという仕事もあり、「動向視察」と呼ばれている。このころK医療少年院を動向視察した井垣は次のように記述している。「最初の視察では、スタッフから詳しい説明を受けたが、少年との面会はAから断られた。少年Aの生き直しを計る疑似家族が設定され、そのお母さん役のすてきな女医さんが、その日の朝と昼に2回少年を口説いてくださった。しかし、『断固として裁判官には会いません!』という答えだったようで、女医さんは涙を浮かべて謝ってくださったが、私は、『少年が母親に甘えている』ように感じ、逆に微笑ましく思った。少年院の説明では、女医さんとだけはコミュニケーションができるが、それ以外の人とは会いたくもないし、話したくもないと言っている。それは会う人すべてが『生きなさい』というからさうだ(井垣2006, p. 61)。

さらに井垣は、「Aの作った粘土細工を見せてもらった。できた作品が素晴らしかった。教官がその芸術性に感嘆して、『出院後、こういう作品を作って売れば、生活もできるし、賠償金も払えるね』と声をかけると、Aは、『それは甘い。そんなことをすれば世間が許すわけがない。世間はAを殺せと言うであろうし、またそれが正しい』と返事をしたようだった(井垣2006, p. 61要約)。

4) 心を開き始める

これだけ、充実した体制を組み、優れたスタッフをそろえても、凍り付いたAの心はなかなか開かず、1年近くになってもAの心の変化はなかなか見られなかった。スタッフは焦りと無力感にさいなまれていたことであろう。

それでも1年もたつと、ようやく変化が見られるようになった。以下草薙のルポルタージュを見てみたい。「ある教官が、『お前は、何でこんなこと(事件のこと)をしてしまったんだ』とAにせまった。教官の目には

涙が浮かんでいた。入院から1年たってもAの言動には回復の兆しが見えない、教官は自分の無力さに焦りが募った。Aの心が知りたい、そんな思いの中で始めたのが、Aとの交換日誌である。数日後の交換日誌で、Aは『先生はなぜ涙を流してまで言ってくれたのだろう、今まで自分のことを気にかけてくれる人はいなかった。なぜ先生は涙を流してまで言ってくれるんだろう』と書いている。やがてAはこの教官を『お父さんのような人』と綴るようになった。精神科の女医をAは『お母さんのような人』と記している。女医は毎日のようにAの個室の前に現れ話しかけた。Aはまちがいに慕っていた(草薙2004, pp. 116-121 要約)。

「傷ついた人の心をいやせるのは、人の心しかない」という言葉があるが、少年院スタッフたちは当初は「疑似家族」を構成したのであろうが、しだいに感情移入が進み、実の家族のような関係へと進んだと考えられる。筆者はこの関係を「准家族」と呼んでいる。Aは「准家族」に囲まれて、堅く凍結した心が、次第に溶けていったのであろう。

非行臨床の世界では、よくこの「准家族」が形成される。保護観察となった少年と暖かく熱心な保護司との関係や、児童自立支援施設の出身者が、施設を実家のようにとらえている場合などがそうである。保護司は家を舞台に活動している。保護司の家族の負担は大変であるが、ときには、保護観察となった人に家族全体が接することで、大きな変化を生み出すことがよくある。

草薙は次のようなエピソードを紹介している。「関係者は証言する。『Aは女医さんにはだんだん心を開いていった。彼女に冗談を言って笑わせるなど、甘えの行動も見られるようになった。多少の母子関係もできてきた。1年たつと赤ちゃんも育つそんな感じです』。

1999年夏のことである。他の院生たちが、いやらしい冗談を交わしながら、その女医を小馬鹿にするようなことを言った。その瞬間だった、サッと表情を変えたAは、ボールペンをわしづかみにして院生ににじり寄った。『刺される、俺は殺される』その院生は覚悟したという。その院生が振り返る、『あの時は本当に怖かった。彼は嫌いな相手には容赦がないんです。ただ、愛すべき人、大切なものは本当に大事にしていました』愛すべき人、母のように慕う女医は、Aにとって大切な存在になっていた(草薙2004, pp. 123-124 要約)。

今一生は『酒鬼薔薇聖斗への手紙』を著している。そ

こでは、著名人と言われる人たちがAに向けた手紙を書き綴っているが、その中に一人、少年院で一緒だったという霧島玲悟(ペンネーム)という青年も手記を寄せている。霧島は、今との対談で次のように語っている。(今)「Aが、一度男泣きに泣いたと語ったとあるが、どんなときに泣いたのか」。(霧島)「大好きな教官が、九州に異動で行ってしまったとき、最後に教官があいつをトレーニング部屋に連れて行って、二人で抱き合っただけ泣いたそうです。その教官は言うことがハッキリしていてあいつの好みでした。ねちねちする教官は嫌いで、『ピシッとストレートに叱ってくれる教官がいい』と書いていました」(今2003, p. 139)。

筆者は一度、少年院教官の転勤に伴う少年院の送別集會に参列したことがあった。2人の教官が転勤のあいさつをしているとき、何人かの少年院生がすすり泣きしているのを目撃した。少年院は寮担任制を採用し一人の担任が、3人～5人の少年院生を担当して、日常的にきめ細かい指導や支援を行っている。この寮担任と少年との心のつながりが、少年院教育の柱となっている。

(2) 少年院教育中期

1) 生きる意欲を回復

心を開くようになったAは、生きる力も次第に回復し始めたようである。先に紹介した霧島玲悟がAに宛てた手紙からこのころのAの姿を見てみたい。なお、霧島によると、Aと少年院で共に生活した期間は、1998年11月ころから翌年9月頃までだったという。(ナンバーリングは筆者)

おまえと知り合ったのは、11月の肌寒いときだった。人見知りな余りしないおまえは、一緒に清掃をしているときに、俺に話しかけてくれた。友達一人いだけでこんなにも暖かみが感じられるものなんだと安らいだ心地になれたのは、寮に入って以来初めてだった。お互い限られた時間の中で、視聴できるテレビの内容、好みの女、お互いに興味があるモデルガンの話、生きていく上での考え方……どれもよい思い出さ。

あの頃のおまえは、生き生きとしてとても頑張っていたと俺は思う。ただお前は、擦れ違つたときに、輝くような暑いオーラを放っているように見えた。

今でもその感情を示せと言われても、言葉に代えることなんかできない。一途な人間としての現れた心の透き通る透明感、けなげさ、したたかさ、心の奥底ま

でよんだ人間は、きっと、こんな姿にはなれない。それを思えば、「こいつは社会から避けられ罵倒されるだけの罪を犯したかも知れない。けれどもこいつにはそれを背負って生きていくだけの感覚と強さがある」とひそかに思っていた。

時折俺がいろいろな作品を「駄作だ」とののしるのを見かねて、お前は「何でもバカにするんじゃない」と言っていて、俺に「より多くのものを認める指導」をしてくれたな。休日に視聴した映画についても「演出も下手だ、心理描写にも無駄が多い」という俺に対して、「駄作という作品にも、良い所を見つけられるような人になってもらいたい」とまるで担任教師のようなことを言っていたな。そういった面倒見の良さを俺に示してくれるのも、お前が人を大事にできるという要素の一面なのかもしれない。

まだお前と俺が同じ寮にいたとき、自分たちの病状について語ったことを。その時お前は自身の病状について「直らないんだよ……僕は異常性格だから」とぼつりと言ったことがとってもし寂しそうで、俺の印象に残っている。生きてゆく中で直らない病気と対峙してゆくときに、人はどんな心境なのだろうか？（今 2003, pp. 140-158 要約）

また、井垣も次のように記述している。「2000年の面会では、性的エネルギーが平和な形で回復し、『社会の温かい人間に囲まれて生きたい』というように、生きる意欲が増していた。表情も生き生きし、こちらの目をしっかりと見て発言するようになった」（井垣 2006, p. 63）。

草薙も次のように記述している。「1989年の七夕の時だった。Aは信頼していた担当教官に結婚相手が見つかることを願い、短冊にその思いを書いて、寮の四階に飾られた笹に結んだ。回りのスタッフにゆっくりと心を開いてきたAは、この担当教官にも心を許し信頼を寄せるようになっていた。ところが、そのさなかにこの教官が転勤したため、Aは『寂しさ』という気持ちを理解するようになった」（草薙 2004, p. 130）。

2) 性的サディズムの克服

Aには性的サディズムの克服という困難な課題があった。鑑定医の説明を借りれば、「性衝動と攻撃性の結合」から「性衝動と攻撃性を分離」することであるが、深層心理にも及ぶことであり、何をすればよいのか、少年院教官たちには雲をつかむような思いではなかったかと思

われる。少年院入院後、Aは、自殺防止のため、ずっと監視カメラのある個室で夜間の生活が行われていたが、自慰行為は一切確認されていなかった。「Aは、『僕はペイ（自慰）しなくても全然平気な性質なんです』と周囲に語っていた」（草薙 2004, p. 126）。「ところが少年院入院から2年半したある日、Aは職員に対し、強硬にこう主張した。『部屋の真上にある監視カメラをどけてほしい。あれがあると自慰ができなくてイヤだ。未熟だった性中枢が、健全な普通の青年のように発達していく兆しだった』（草薙 2004, p. 141）。

筆者なりの解釈で行けば、一般の青年は、女性の裸体を想像したり、そのような映像を見ることで自慰を行う。ところがAは、そのようなものでは性的興奮が得られなかった。ネコを殺害したり、人を殺害したり、人肉を食べることを想像することで性的興奮が生じていた。Aはそのことに絶望し、極度の自己嫌悪に陥り、生きる気力もなくなってしまう、猟奇的な事件へと突き進んでしまったのであろう。普通の青年と同様の自慰行為ができるようになったと言うことは、性的サディズムの克服に一步踏み出したものと考えられるが、少年院関係者もそのように理解したようである。

3) しょく罪教育

生きる力がよみがえったAが、まずしなければならぬことは、自分の犯した罪と向き合うことであった。動向視察をした井垣は次のように記述している。「少年院の教育で、生きるエネルギーが戻ってきた本人は、教官と一緒に、男児のお父さんの手記と、女児のお母さんの手記を何回も読み、語り合った。被害者の痛み・苦しみ、遺族の形容できない深い悲しみを具体的に理解し、天使のような2人の命を奪ったのが、ほかならぬ自分であることにやりきれない気持ちを抱き、身をよじるようにして苦しんだ」（井垣 2006, p. 64 要約）。

「様々な、トレーニングを重ねるうちに、Aは被害者について、こう話すようになった。『自分にできることなら何でもしたい、被害者や遺族のこと、その悲しみや痛みをもっと分かるよう、もっと近づけるように日々努力し、罪の重さを一日たりとも忘れずに、一生背負い続けたい。いつか許される日が来るなら、直接謝罪する機会に恵まれたら有り難いと思っている。僕にできることであれば何でもやりたい』（井垣 2006, p. 155）。

(3) 少年院教育後期

1) 収容継続決定

2002年、AはK医療少年院からT少年院に移送された。職業訓練を受けるためである。少年院教育では職業資格を取得することが重視されている。退院後の職業選択の幅を広げることが目的であるが、資格を取得することで自己肯定感を高める効果も大きい。

Aは2002年中に20歳になる。少年院教育はまだ完了していなかったため、神戸家庭裁判所は、Aを引き続き少年院に収容するための、「継続収容の審判」をT少年院で行った。井垣はその際のAの状況を次のように報告している。「Aは、事件の審判の段階から、『生きるように迫らないでほしい。どこか静かなところで一人で死なせてほしい』と言い募っていたが、K医療少年院のスタッフから『まるで赤ん坊を包み込むように』愛情に満ちあふれた対応を受けるうちに、スタッフ一人一人に対する信頼が順次高まり、スタッフ全員を『お父さん、お母さん、お兄ちゃん』という気持ちでとらえるようになって行き、それとともに、『死にたい』から『無人島のようなところで一人暮らしがしたい』、『社会で温かい人間に囲まれて生きたい』というようにステップアップしていった。事件の頃を振り返って、『事件そのものはついこの前のようによく覚えているが、その頃の自分のイメージはまるで夢まぼろしのようだ。犯罪によって自己確認をしようとしたこと自体が理解できない。二度と同じような気持ちになることはない』と確信する』と述べている」(井垣2006, p. 64)。

2) 父母への思い

審判の席上、Aは家族について次のように語った。

「母親が面会にきた。そのとき『J君(原文実名)を殺したのはおまえだね』と聞いた。母親が『事件から5年たつが、いままで親である自分の口から一度も尋ねてあげることができなくて、とつてもつらかった』というのを聞いて、僕は『母親というものは、そんな思いで生きているのか』と知って感動した。母親へのわだかまりが消えた』と語った。最後に少年は言った。「いつかきっと、心の底からわかり合える関係になりたい」。

「また家族との関係についても触れ、『母親は、いつも役割としての母親として自分に接していた。生身の人間として、子である自分に愛情を持って接してくれたことがない。自分も、役割としての子どもを演じてきて、裸

の人間として母親にぶつかっていなかった』と振り返った。さらに、父母の手記『少年A - この子を生んで』を読み、自分のことが家族にどれほど甚大な打撃を与えたのかを思い知らされた。一家の生活は困窮し、弟たちは欲しいもの一つも買ってもらえないまま成長していることを思い知らされた」(井垣2006, pp. 65-66 要約)。

3) 少年院仮退院前の心境

少年院仮退院の見通しもついた2003年9月、井垣は最後の動向視察に行ったが、その時の情景を次のように書いている。「仮退院が伸び伸びになっているので、Aは『くさって』いても不思議ではなかったが、会ってみると機嫌良く、快活にしゃべってくれた。同席した調査官は、『まるで優秀な大学生か会社員と面接したような気分だ』と感想を漏らした」(井垣2006, p. 68)。

また、少年院関係者の話では、仮退院の延期で時間がたっぷり余っていたため、事件に関する記事を読ませ、法務教官と感想を語り合ってみた。すると、Aはだんだん驚くべきことを言うようになってきたのだという。「社会から葬り去られ、殺してしまえという報道の洪水の中で、自分に関わってくれた人たち - 警察官、検察官、裁判官、弁護士、鑑定人、少年鑑別所、少年院の先生方が、自分に対して『とにかく生きなさい』というメッセージを与え続けてくれた。そのとき『死んでしまいたい』と思っていた自分は、なぜみんな、自分をいじめめるようなことを言うのかと1年以上恨み続けていたけれども、社会のあれほどの悪意を背にしなが、みんなで『生きる』』と言い続けてくれたことについて、心から感謝したい。皆さんの温かい気持ちが初めて分かった。許されるなら、お詫びと感謝の気持ちを手紙にして送りたい』との言うようになった(井垣2006, pp. 68-69 要約)。

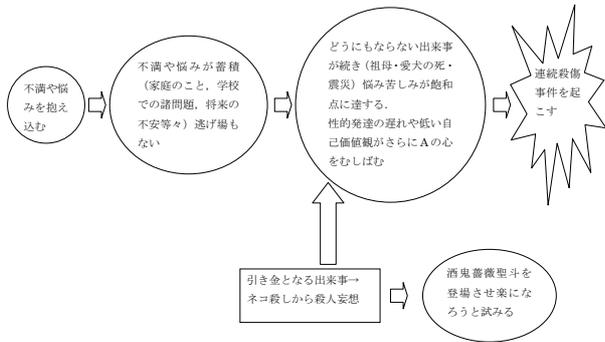
4 15年後の考察

(1) Aがなぜ、凶悪事件を起こしたのか、その原因と背景の考察

少年非行が起きたとき、原因や背景が追求されるが、普通は簡単に分かることではない。それでもメディアは一定の原因・背景を示さなければ読者が納得しないこともあり、まずは家庭や学校に原因を求めようとする。小中学生の自殺ではそれが顕著に表れており、「いじめ自殺原因説」が社会の脳裏に固定化され、自殺があると学校でのいじめの捜査が徹底的にされ、些細ないじめでも

発見されやいなや、原因が解明したかのような報道が行われて、二次被害・三次被害を次々に生じさせている。

筆者は、少年非行の原因・背景を考えるに当たり、「雪だるまモデル」での究明が事実に沿っていると考えている。



【図1】雪だるまモデルによる非行の原因・背景（少年Aの場合）

A の場合は、家庭での母の支配的養育や、学校でも存在価値が見いだせない中で問題を抱え込み、それが次第にふくらみ、A の内面に「自分は価値のない人間だ」という虚無感が次第に拡大していったと考える。事件を起こしてから書いた「懲役13年」は、13歳に達したAのそれまでの人生は、懲役を科せられていたようなものだという心からの叫びでもあるし、犯行声明で書かれた「透明な存在のボク」というフレーズも、Aの心境を見事に表現している。

苦しみの雪だるまは、祖母の死、愛犬の死、阪神淡路大震災と、予測もしなかった不幸な出来事が次々に起きることでさらにふくらむ。体力が弱ると免疫力が落ちて、病気が次々に発生するのと同様に、Aの弱さである「性的発達の遅れ」は、「性的発達のゆがみ」から「性的サディズム」へと成長し、あたかもガン細胞が増殖して身体をむしばむように、Aの心をむしばんでいったのであろう。

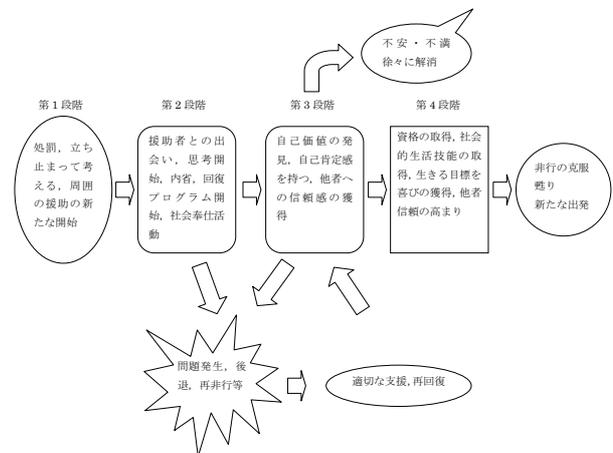
逃げ道も見いだせなくなったAが、自らの苦しみを緩和させようとして登場させたのが「酒鬼薔薇聖斗」であったのであろう。当時のAが苦しみを緩和させるには、この方法しかなかったということが、筆者も最近になってようやく理解できるようになった。同時に、多重人格の発生のメカニズムに触れることができたように感じている。

もしAが、この時点で誰かに自らの苦しみを語ることでできておれば、事態はかなり違って進展したのでは

ないかと思う。特に性的発達の遅れについて「よくあることだよ、時期が来れば普通の青年と同じように女性に関心が持てるようになるよ」とアドバイスをしてくれる、精神科医や心理専門職と出合っていたら、Aの苦しみはかなり緩和したに違いない。しかし、13歳のAが一人で心理専門家や精神科医のところに行くことはできない。Aの心の不安に気づいた大人たちが、Aに寄り添い支援を根気よく続けながら、心理専門家や精神科医につなげ、それも一度で済ませるのではなく、根気よくカウンセリングを受けさせながら接触することで、Aの心を開かせることができたのではないかと考えるが、家族も学校もAの「奇行」に右往左往し、「変わった少年だ」「困った子どもだ」という、上から目線の管理的視点と、取り締まり的視点でしか見ることができなかったことがAを「暗い森」に追い込むことになったのではないかと考える。

(2) 更生プログラムの検討

更生プログラムの検討に入る前に、筆者が考えている非行からの回復過程を紹介する。



【図2】非行からの回復過程

少年が非行を繰り返しているときは、思考停止状態となっていることがよくある。Aの場合も同様で、「自分は他人と違い、異常であると落ち込み、生まれてこなければ良かった、自分の人生は無価値だと思った」と、虚無感に陥りながら、衝動と殺人妄想に支配され犯罪を重ねていた。この状態でAに犯罪を自ら止めることは期待できない、逮捕されることでやっと犯罪から解放されたのであった。一般の非行少年の中にも、犯罪を止めようと思って止められないことに悲鳴を上げ、逮捕されて

ほっとしている姿をよく見かる。

逮捕され、取り調べを受け、何度も何度も犯行やこれまでの生き方について聞かれるなかで、振り返りが行われて、しだいに思考力が回復してくることが多い。少年審判はその上、心理や福祉の専門職である家庭裁判所調査官や、少年鑑別所の心理専門職が関与する。

こうして図に示したような流れで、最終的に「更生」の道に到達することになる。筆者は「更生する」とは、人として「甦^{よみがえ}る」ことだと理解している。

第2段階あるいは第3段階の過程で、しばしば逆戻り現象がおきることがある。少年院教育にあつては、仲間とトラブルを起こしたり、教官に反抗したり、時には自殺を図ったりすることがあり、社会内処遇においては再非行という形で問題が現れたりするが、実はこの過程がとても大切である。この克服過程では、少年と支援者が真剣に向き合うことができる。かつてNHKが、ドキュメンタリー番組「少年院」を放送したことがある。その一場面で、少年院の中でトラブルを起こした少年が、「また失敗しそうで心配です」と不安を告げると、教官は「失敗したらやり直せばよい、10回失敗したら11回やり直せばよい」と助言しているが、この試行錯誤を許容する支援こそが少年院教育の真骨頂である。

先に非行の原因・背景を、「雪だるまモデル」で説明をしたが、雪だるまのように積み重ねられた問題性は、第2段階～第4段階で少しずつ解消されていく。ちょうど雪だるまが陽の光を受けて溶けていくようなものである。

Aの更生プログラムの全容が公開されていないので断言はできないが、井垣や草薙の著書から推測する限り、上記の図の流れで説明できると思われる。ただ、筆者が一番知りたいのは、「逆転・後退現象が起きたとき、少年院はどのように対処したのか」ということであるが、井垣、草薙の著書からはあまり読み取れない。あれだけ困難な問題を抱えていたAなので、逆転や後退が何度も起きて、なんら不思議ではない、自殺企画や仲間との暴力を伴うトラブルが幾度もあり、そのつど、支援チームは悩み苦しみながら、Aと命がけで向き合ったことであろうと推察する。

「赤ん坊包み込み作戦」にはただ感心するばかりである。日本の少年院教育の到達段階が、ここまで来ていることを筆者は高く評価する。福祉や法律の世界だけではなく、教育界でもこの実践から学んでほしいと願うもの

である。

(3) 「Aは更生したのかどうか」を検討

文頭で筆者は、更生の定義について触れている。「更生」とは「更正」ではなく、「甦^{よみがえ}る」ものであると理解している。すなわち、「悪いところを直す」だけでは、人間成長の視点がないので「更生」とはいえない。

筆者が考える更生の基準は下記の4項目である。

最低基準として、再犯がなく、またそのおそれも感じさせないこと。

平均的な社会人としての、健全な社会生活を営んでいること。

人命に関わる事件を引き起こしている場合は、被害者遺族に対して誠心誠意の謝罪と、可能な限りの弁償措置を継続的に続けていること。

可能な範囲で、何らかの社会貢献を行っていること。

Aの現在の生活状況が把握できないが、漏れ伝わる情報や諸資料から推測する限りでは、今でも善意の人々の心の支援を受けている。再犯は起こしていないとみられる。仕事に就いて、少なくとも、平均的な社会人並の健全な生活を営んでいる。定期的に被害者遺族に謝罪の手紙と慰謝金を送金し続けている。と見られるが、社会貢献活動をしているのかどうかについては確認できない。

総合的に考えると、Aへの社会的な批判が強く、身を潜めて生活せざるを得ない厳しい条件下では、Aはよく頑張り「更生途上」の道を歩んでいると評価してもよいと思われる。

最後に

Aの更生を確かなものとして社会に認知してもらうためには、筆者はさらに厳しい要求であることを承知の上で、Aに「自ら手記をつづる」という課題を求めたい。

Aの非道な犯罪がなぜ行われたのかについて、大勢の人々が知りたがっている。また、どのように立ち直ろうと努力しているのかにも注目している。今でも、Aに厳しい目を向けている人が大部分であろうが、Aの立ち直りを願っている人も決して少なくはない。

Aの起こした凶悪事件のおかげで、子どもを産み育てることに恐怖を感じて、結婚を断念したり、出産を忌避した人がかなりいる。また、社会に厳罰の風潮を高め、

少年法が厳罰改定され、小学生が少年院に、中学生が刑事施設（刑務所）に送致できるようになるなど、寛容さのない殺伐とした社会になりつつある。性善説の考え方を持っていた人で、Aの事件のおかげで性悪説の考え方に変わった人も多い。その流れの中で、更生の機会も与えられずに死刑判決を受ける少年も続いている。Aはこうした風潮に、自らを晒（さら）して立ち向かう社会的責任があると考えられる。

Aの生き様が明らかにされたとき、人々は少年の更生の可能性を確認し、非行少年に対する見方を変え、性善説に立ち返り、再び寛容な社会を甦（よみがえ）らせることも夢ではないと思われる。

次にAには、何らかの社会貢献活動を行うことを求めたい。最近少年院収容体験者が「セカンドチャンス」という組織を立ち上げている。主要な活動は、少年院を出院した人への更生支援であるが、メンバーの多くは、それぞれの立場で様々な社会貢献活動を真剣に行い、かつて社会に迷惑をかけた償いをしている。Aもまずセカンドチャンスのメンバーとなり、様々な社会貢献活動を進めてほしい。

以上の条件が満たされ、それが継続した時点でAは更生した（甦った）と認定できると考える。筆者はさらに厳しい要求をAに突きつけたい。それは、被害者と被害者遺族の承諾が絶対条件であるが、時期を見て自ら社会に名乗り出て更生の過程を語ってほしい。Aの告白こそ、「人の愛と科学の力」と、日本の少年司法制度の卓越性を確認することができる証しとなるであろう。

引用・参考文献

1. 朝日新聞社大阪社会部『暗い森』朝日新聞社（1998）
2. 父母の手記『「少年A」この子を生んで』文春文庫（2001）
3. 井垣康弘『少年裁判官ノオト』日本評論社（2006）
4. 岩田信義『校長は見た！ 酒鬼薔薇事件の「深層」』五月書房（2001）
5. 君和田和一『神戸事件・学校と家庭』フォーラムA（1997）
6. 木村隆夫「凶悪事件を起こした、少年・青年たちの、育ちの問題を考える」『愛知教育大学研究報告第59号（人文・社会科学編）』（2010）
7. 今一生『酒鬼薔薇聖斗への手紙』宝島社（2003）
8. 草薙厚子『少年A 矯正2500日全記録』文藝春秋（2004）
9. 野口善國『それでも少年を罰しますか』共同通信社（1998）
10. 高山文彦『少年A 14歳の肖像』新潮文庫（2010）